

海上自衛隊達第78号

若年定年退職者給付金に関する省令（平成21年防衛省令第5号）を実施するため、海上自衛隊若年定年退職者給付金支給規則を次のように定める。

平成21年11月5日

海上幕僚長 海将 赤星 慶治

海上自衛隊若年定年退職者給付金支給規則

改正 平成23年4月1日 海上自衛隊達第11号
平成26年6月20日 海上自衛隊達第20号
平成27年3月23日 海上自衛隊達第6号
平成29年10月31日 海上自衛隊達第27号
平成30年3月22日 海上自衛隊達第8号
令和元年6月27日 海上自衛隊達第7号
令和元年12月27日 海上自衛隊達第20号
令和3年3月31日 海上自衛隊達第17号
令和5年3月31日 海上自衛隊達第13号

海上自衛隊若年定年退職者給付金支給規則（平成2年海上自衛隊達第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この達は、海上自衛隊の自衛官に係る若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の支給、返納、追給、記録、報告等の手続に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）法 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）をいう。
- （2）省令 若年定年退職者給付金に関する省令（平成21年防衛省令第5号）をいう。
- （3）人給システム 人事記録に関する達（令和元年海上自衛隊達第18号）第3条第2項に規定する防衛省人事・給与情報システムをいう。

（給付金支給機関の指定）

第3条 省令第3条第2項の規定に基づき、海上幕僚長の指定する若年定年退職者に係る給付金支給機関は、別表のとおりとする。

（給付金の支払者）

第4条 給付金の支払者は、官署支出官又は給付金支給機関である部隊の資金前渡官吏（分任資金前渡官吏を含む。以下同じ。）とする。

(若年定年退職者発生通知書の作成及び送付)

第5条 海上幕僚監部、防衛大臣直轄部隊及び当該部隊の編成に加わる各級部隊並びに機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）の長（クルーを置く部隊に所属する自衛艦の長を除く。）並びにクルー長は、所属する自衛官が若年定年退職者に該当することとなった場合には、省令第2条の規定により第1回目の給付金の支給に際して提出された若年定年退職者申出書とともに、人給システム上の若年定年退職者発生通知書を作成し、その者に係る給付金支給機関の長に送付するものとする。

2 前項の若年定年退職者発生通知書には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 扶養手当の支給を受けていた者 扶養手当認定簿の写し

(2) 法第27条の2第2号又は第3号に該当する者 人事発令通知書の写し

(3) 退職の日以前直近の昇給期日から退職の日までの間に降任、停職、減給、病気休暇、介護休暇、休職、自己啓発等休業又は育児休業（部分休業を含む。）の事実があった者 該当する事実及び期間等を証明する書類

(4) 法第27条の11第3項の規定に該当する者 死亡診断書又は死体検案書等その者の死亡を証明する書類のほか、次の書類

ア 給付金を受けることができる者が遺族である場合 若年定年退職者との身分関係を明らかにする戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書及び死亡した若年定年退職者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類。ただし、遺族が、死亡した若年定年退職者と事実上婚姻関係にあった者については、戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書に代えて、その事実を証明する書類

イ 給付金を受けることができる遺族に同順位者が2人以上ある場合で、その1人に給付金の全額を支給するとき 他の同順位者全員の同意書

ウ 給付金を受けることができる者が相続人である場合 若年定年退職者との身分関係を証明する書類

(給付金の支給手続)

第6条 給付金支給機関の長は、第1回目の給付金、第2回目の給付金、第3回目の給付金、第4回目の給付金又は一括支給の給付金を支給する場合は、当該支給区分のいずれかに該当する人給システム上の若年定年退職者給付金支給調書（以下「支給調書」という。）を作成し、省令第1条及び第18条（省令附則第2項又は第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条第1項において同じ。）に規定するそれぞれの支給期月の7日までに資金前渡官吏に送付するものとする。

2 資金前渡官吏は、前項の規定により支給調書を受領したときは、同項の支給期月に審査を行い、控除税額を算出して証明するとともに、給付金の支給を受ける

者及び給付金支給機関の長に支給調書をそれぞれ送付するものとする。

(給付金の返納手続)

第7条 給付金支給機関の長は、法第27条の4第3項（法附則第14項又は第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第27条の11第6項（同条第7項（法附則第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））において準用する場合及び法附則第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定のいずれかに該当する場合には、それぞれ該当する者の人給システム上の若年定年退職者給付金返納調書（以下「返納調書」という。）を作成し、省令第1条及び第18条に規定する第2回目の給付金又は第4回目の給付金の支給期月の7日までに資金前渡官吏に送付するものとする。

2 資金前渡官吏は、返納調書を受理したときは、その内容を確認の上、返納調書を給付金支給機関の長に送付するものとする。

3 給付金支給機関の長は、前項の規定により返納調書を受理したときは、所掌の歳入徴収官に債権発生のお知らせをするとともに、若年定年退職者給付金返納通知書（別記様式第1）を作成し、返納調書を添えて給付金の返納を要する者に送付するものとする。

(給付金の追給手続)

第8条 給付金支給機関の長は、法第27条の7第1項（法附則第14項又は第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第27条の11第8項（法附則第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により給付金を追給する場合は、人給システム上の若年定年退職者給付金追給調書（以下「追給調書」という。）を作成し、省令第14条（省令附則第2項又は第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する追給の期月の7日までに資金前渡官吏に送付するものとする。

2 資金前渡官吏は、前項の規定により追給調書を受理したときは、同項の追給の期月に審査を行うとともに、追給調書を給付金支給機関の長に送付するものとする。

3 給付金支給機関の長は、前項の規定により追給調書を受理したときは、省令第13条に規定する様式により若年定年退職者給付金追給通知書を作成し、追給調書を添えて追給を受ける者に送付するものとする。

(所得届出書及び若年定年退職者申出書の送付)

第9条 給付金支給機関の長は、省令第7条（省令第20条第2項（省令附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））において準用する場合及び省令附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により所得届出書の提出を要する者に対して、当該若年定年退職者の退職した日の属する年又は年齢60年に達する日の翌日の属する年の翌々年の1月末日までに省令第7

条（省令附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得届出書の用紙を送付するものとする。

- 2 給付金支給機関の長は、第3回目の給付金の支給を受ける者に対して、省令附則第3項の規定により読み替えて適用する省令第2条第1項各号に規定する提出期限の属する月の前月の末日までに、同条に規定する若年定年退職者申出書の用紙を送付するものとする。

（所得届出書等の未提出者の事情報告）

第10条 給付金支給機関の長は、省令第8条第6項（省令附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく防衛大臣への報告を行う場合には、海上幕僚長を経由して行うものとする。

（所得届出書の未提出者に対する給付金の支給手続）

第11条 給付金支給機関の長は、省令第11条第2項の規定により、防衛大臣から処分を行わない旨の通知を受けた場合は、第6条第1項の規定に準じて速やかに給付金の支給手続を行うものとする。

- 2 第6条第2項の規定は、前項の規定による支給調書を受理した資金前渡官吏について準用する。この場合において、同項中の「同項の支給期月に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

（所得届出書の未提出者に対する給付金の返納手続）

第12条 給付金支給機関の長は、省令第11条第3項（省令附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、防衛大臣の処分決定通知を受けた場合は、その内容について資金前渡官吏の確認を得て所掌の歳入徴収官に債権発生のお知らせをするものとする。

（若年定年退職者が禁錮以上の刑に処せられた場合の返納手続）

第13条 給付金支給機関の長は、省令第17条第1項に規定する措置を行った場合は、その内容を資金前渡官吏に通知するとともに、所掌の歳入徴収官に債権発生のお知らせをするものとする。

- 2 海上幕僚長以外の給付金管理者は、省令第17条第5項の規定に基づく防衛大臣への報告を行う場合には、海上幕僚長を経由して行うものとする。
- 3 給付金支給機関の長は、省令第17条第6項の規定に基づく防衛大臣への報告を行う場合には、海上幕僚長を経由して行うものとする。

（記録）

第14条 給付金支給機関の長は、人給システム上の若年定年退職者給付金支給台帳（以下「支給台帳」という。）及び若年定年退職者給付金個人記録簿（以下「個人記録簿」という。）を作成し、給付金の支給、返納及び追給の状況並びにこれらに関する書類の処理の状況を記録するものとする。

（書類の保存）

第15条 給付金支給機関の長は、支給調書、返納調書、追給調書、支給台帳及び個人記録簿を30年間保存しなければならない。

(報告)

第16条 給付金支給機関の長は、各年において発生した若年定年退職者について、若年定年退職者発生報告書(別記様式第2)を作成し、当該年の翌年の2月末日までに海上幕僚長に報告するものとする。

2 給付金支給機関の長は、各年度における給付金の支給及び返納の状況について、若年定年退職者給付金支給等状況通知書(別記様式第3(その1)及び別記様式第3(その2))を作成し、当該給付金支給機関の所在地を警備区域とする地方総監を経由し(海上自衛隊東京業務隊司令を除く。)、当該年度の翌年度の5月末日までに海上幕僚長に報告するものとする。

附 則

- 1 この達は、平成21年11月5日から施行する。
- 2 平成21年4月1日からこの達の施行の日の前日までの間に、この達による改正前の海上自衛隊若年定年退職者給付金支給規則により行われた給付金の支給、返納、追給、記録、報告等の手続は、この達の規定により行われた給付金の支給、返納、追給、記録、報告等の手続とみなす。

附 則〔平成23年4月1日海上自衛隊達第11号〕

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則〔平成26年6月20日海上自衛隊達第20号〕

この達は、平成26年6月21日から施行する。

附 則〔平成27年3月23日海上自衛隊達第6号〕

- 1 この達は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の日前に発生した定年退職者に係る若年定年退職者給付金については、なお従前の例による。

附 則〔平成30年3月22日海上自衛隊達第8号〕

- 1 この達は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の日前に発生した定年退職者に係る若年定年退職者給付金については、なお従前の例による。

附 則〔令和元年12月27日海上自衛隊達第20号〕

(施行期日)

- 1 この達は、令和2年1月1日から施行する。
(若年定年退職者発生通知書、支給調書、返納調書、追給調書、支給台帳及び個人記録簿に関する経過措置)
- 2 この達の施行の際現に存するこの達による改正前の海上自衛隊若年定年退職者

給付金支給規則第5条第1項に規定する別記様式第1に掲げる事項を記載した若年定年退職者発生通知書、同達第6条第1項に規定する別記様式第2から別記様式第4までに掲げる事項を記載した支給調書、同達第7条第1項に規定する別記様式第5に掲げる事項を記載した返納調書、同達第8条第1項に規定する別記様式第7に掲げる事項を記載した追給調書、同達第14条に規定する別記様式第8に掲げる事項を記載した支給台帳及び同条に規定する別記様式第9に掲げる事項を記載した個人記録簿は、この達による改正後の海上自衛隊若年定年退職者給付金支給規則第5条第1項に規定する別記様式第1に掲げる事項を記載した若年定年退職者発生通知書、同達第6条第1項に規定する別記様式第2から別記様式第4までに掲げる事項を記載した支給調書、同達第7条第1項に規定する別記様式第5に掲げる事項を記載した返納調書、同達第8条第1項に規定する別記様式第7に掲げる事項を記載した追給調書、同達第14条に規定する別記様式第8に掲げる事項を記載した支給台帳及び同条に規定する別記様式第9に掲げる事項を記載した個人記録簿とみなす。

(様式の内紙に関する経過措置)

- 3 この達の施行の際現に存するこの達による改正前の海上自衛隊若年定年退職者給付金支給規則別記様式第1から別記様式第5までの様式及び別記様式第7から別記様式第9までの様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則〔令和3年3月31日海上自衛隊達第17号〕

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則〔令和5年3月31日海上自衛隊達第13号〕

- 1 この達は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この達による改正後の海上自衛隊若年定年退職者給付金支給規則第16条第2項の規定は、令和5年度以後の各年度における給付金の支給及び返納の状況の報告について適用し、令和4年度における給付金の支給及び返納の状況の報告については、なお従前の例による。この場合において、改正前の海上自衛隊若年定年退職者給付金支給規則第16条第2項各号に掲げる書類の写しの添付は要しないものとする。

別表（第3条関係）

給付金支給機関

給付金支給機関	連絡先	給付金支給機関が所掌する若年定年退職者	給付金支給機関	連絡先	給付金支給機関が所掌する若年定年退職者
海上自衛隊 東京業務隊	03-3268-3111 (内線 57711)	東京都（小笠原村を除く。）、市原市及び旭市に所在する部隊等で退職された方	八戸航空基地隊	0178-28-3011 (内線 2319)	八戸市に所在する部隊で退職された方
海上自衛隊 航空補給処	0438-23-2361 (内線 5043)	木更津市に所在する部隊で退職された方	厚木航空基地隊	0467-78-8611 (内線 2316)	綾瀬市及び東京都小笠原村（硫黄島、南鳥島に限る。）に所在する部隊で退職された方
阪神基地隊	078-441-1001 (内線 282)	神戸市、淡路市及び和歌山県日高郡に所在する部隊で退職された方	那覇航空基地隊	098-857-1191 (内線 5471)	那覇市及びうるま市に所在する部隊で退職された方
函館基地隊	0138-23-4241 (内線 251)	函館市、稚内市、北海道余市郡、北海道松前郡に所在する部隊で退職された方	館山航空基地隊	0470-22-3191 (内線 314)	館山市に所在する部隊で退職された方
横須賀基地業務隊	046-822-3500 (内線 2347)	横須賀市及び東京都小笠原村（硫黄島及び南鳥島を除く。）に所在する部隊で退職された方	大村航空基地隊	0957-52-3131 (内線 707)	大村市に所在する部隊で退職された方
呉基地業務隊	0823-22-5511 (内線 2398)	呉市、江田島市、周南市及び佐伯市に所在する部隊で退職された方	岩国航空基地隊	0827-22-3181 (内線 6265)	岩国市に所在する部隊で退職された方
佐世保基地業務隊	0956-23-7111 (内線 3492)	佐世保市、対馬市、壱岐市及び鹿児島県大島郡に所在する部隊で退職された方	下総航空基地隊	04-7191-2321 (内線 2363)	柏市に所在する部隊等で退職された方
舞鶴基地業務隊	0773-62-2250 (内線 2451)	舞鶴市及び新潟市に所在する部隊等で退職された方	徳島航空基地隊	088-699-5111 (内線 3363)	徳島県に所在する部隊で退職された方
大湊基地業務隊	0175-24-1111 (内線 2775)	むつ市、青森県下北郡及び青森県東津軽郡に所在する部隊等で退職された方	小月航空基地隊	083-282-1180 (内線 348)	下関市に所在する部隊で退職された方
鹿屋航空基地隊	0994-43-3111 (内線 2314)	えびの市、鹿屋市及び霧島市に所在する部隊で退職された方	海上自衛隊以外の部隊又は機関において退職又は死亡した海上自衛官で若年定年退職者に該当する者のうち、幹部自衛官であった者については東京業務隊が、准海尉及び海曹であった者については退職時の任免権者に属する基地業務隊が所掌する。		

別記様式第1（第7条関係）

発簡番号

発簡年月日

若年定年退職者給付金返納通知書

殿

（給付金支給機関の長）

貴殿に係る若年定年退職者給付金については、先般、報告いただきました所得に基づき算定しましたところ、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）{ 第27条の4第3項（同法附則第14項又は第15項の規定により第27条の11第6項（同法附則第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） } の規定により 年 月 日に支給しました

第 回目の給付金のうち、下記の金額を返納していただくことになりましたので通知します。

なお、別途、納入告知書が送付されますので、その指示に従ってください。

記

返納金額

円

なお、実際に返納していただく金額は、同封の若年定年退職者給付金返納調書に記載している「差引返納額」となります。（差引返納額とは、返納金額から還付税額を差し引いたものです。）

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

海上幕僚長 殿

若年定年退職者給付金支給等状況通知書（前期）（（給付金支給機関の長）
年度分）

（その1）

階級 区分	支給 区分	支 給 額													
		第1回目の 給付金		第2回目の給付金				一括支給の給付金				法第27の7 追 給		合 計	
				支給調整なし		支給調整あり		支給調整なし		支給調整あり					
		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円		
退 職 者 本 人	将														
	将 補														
	1 佐														
	2 佐														
	3 佐														
	1 尉														
	2 尉														
	3 尉														
	准 尉														
	曹 長														
	1 曹														
	2 曹														
	3 曹														
	小 計														
遺 族 等	将														
	将 補														
	1 佐														
	2 佐														
	3 佐														
	1 尉														
	2 尉														
	3 尉														
	准 尉														
	曹 長														
	1 曹														
	2 曹														
	3 曹														
	小 計														
合 計															

備考：階級は、若年定年退職者等の退職又は死亡した日における特別昇任前のものである。

（日本産業規格A列4番）

(その2)

階級 区分	支給 区分	返		納		額		納付額		備考		
		法第27条の4		法第27条の6		法第27条の10		法第27条の12			法第27条の13	
		返納金	返納金	返納金	返納金	合計	納付額	納付額				
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円			
退職者 本人	将											
	将補											
	1佐											
	2佐											
	3佐											
	1尉											
	2尉											
	3尉											
	准尉											
	曹長											
	1曹											
	2曹											
	3曹											
小計												
遺族 等	将											
	将補											
	1佐											
	2佐											
	3佐											
	1尉											
	2尉											
	3尉											
	准尉											
	曹長											
	1曹											
	2曹											
	3曹											
小計												
合計												

(日本産業規格A列4番)

海上幕僚長 殿

若年定年退職者給付金支給等状況通知書（後期）（（給付金支給機関の長）
年度分）

（その1）

階級 区分	支給 区分	支 給 額													
		第3回目の 給付金		第4回目の給付金				一括支給の給付金				法第27の7 追 給		合 計	
				支給調整なし		支給調整あり		支給調整なし		支給調整あり					
		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円		
退 職 者 本 人	将														
	将 補														
	1 佐														
	2 佐														
	3 佐														
	1 尉														
	2 尉														
	3 尉														
	准 尉														
	曹 長														
	1 曹														
	2 曹														
	3 曹														
	小 計														
遺 族 等	将														
	将 補														
	1 佐														
	2 佐														
	3 佐														
	1 尉														
	2 尉														
	3 尉														
	准 尉														
	曹 長														
	1 曹														
	2 曹														
	3 曹														
	小 計														
合 計															

備考：階級は、若年定年退職者等の退職又は死亡した日における特別昇任前のものである。

（日本産業規格A列4番）

(その2)

階級 区分	支給 区分	返		納				額		納付額		備考		
		法第27条の4		法第27条の6		法第27条の10		法第27条の12		合計			法第27条の13	
		返納金	人 円	返納金	人 円	返納金	人 円	返納金	人 円	人	円		人	円
退職者 本人	将													
	将補													
	1佐													
	2佐													
	3佐													
	1尉													
	2尉													
	3尉													
	准尉													
	曹長													
	1曹													
	2曹													
	3曹													
小計														
遺族 等	将													
	将補													
	1佐													
	2佐													
	3佐													
	1尉													
	2尉													
	3尉													
	准尉													
	曹長													
	1曹													
	2曹													
	3曹													
小計														
合計														